

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



もくじ

とくしゅう けっかくじょうこう しょう しゃ けんりじょうやく
特集：欠格条項と障がい者権利条約-2
よめ こっせつ げつにゆういん すずきつとむ
エッセイ：嫁ハン骨折で2カ月入院-鈴木勉-4
せいけん ぎゆうじ せいじぶ いしづかなおと
政権に牛耳られる政治部-石塚直人-5
れんさくすのきとしお ひと しごと しそう
連載：楠敏雄-その人その仕事その思想⑦-6

題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)

一九八四年八月二〇日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行



ねこのりょう

絵：じゅうぞう (奏海の杜)

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

先日、京都のある会で、道浦母都子さんに初めて会った。早稲田大学在学中に全共闘運動に参加、約10年後に短歌集『無援の叙情』(1980年)を発表した歌人である。「神田川流れ流れていまはもうカルチエラタンを恋うこともなき」「生きていれば意志はあとから従きく」と思いぬ冬の橋渡りつつ▼多くの全共闘世代がそうであるように、歌人も「変節の恥ずかしさ」を隠さない。しかし、激的な学生時代を過ぎた後に大企業に勤め、あるいは体制内化したまま自己を正当化してきたオトコ共とは違って、オンナとして生きながらえた人生の変遷を、歌人は赤裸々に和歌に綴った▼都はるみの『邪宗門』(1998年、作曲・弦哲也)は、ヒット曲では決してない。「残照の光の海を二人行く／ふたりゆく／花のごとかる罪を抱きて／ただ一本買いしコスモス／素直なるかな花の透明／昼深く夢に見ている／しろじろと煙れるまでに／熱持つ乳房：」不倫の恋を切々と詠った作詞者が、道浦母都子であることを知る人は少ない。「今だれしも俯くひとりひとりなれわれらがわれに変わりゆく秋」この一首が心に浮かぶ▲今秋、山本義隆が『私の1960年代』を上梓したのは、暴虐の時代に「われ」が再び「われら」たらんとする証とも思える。(ハギ)

吹田市への復職を求める塩田和人さん

全国初の違憲裁判にご支援を

障がい者権利条約と欠格条項

弁護士 東俊裕

10月5日、公務員欠格条項違憲裁判の第1回口頭弁論が行われました。塩田さん本人の陳述に続き、弁護人の陳述も行われました。傍聴人は、60名以上、車椅子での傍聴希望者も30名近く集まりましたが、809号法廷は車椅子対応が初めてで、車椅子スペースを確保する作業のために、開廷は40分以上遅れました。

弁護団は、事前に車椅子での傍聴希望者が多いことを知らせ、大法廷での審理を要請していましたが、裁判所は、当日になって慌てて作業をするという失態を演じました。裁判所自体が

合理的配慮を欠く対応で、裁判後の集會でも多くの人が怒りを表明していました。報告集會で塩田さんは、「よくがんばりました」と挨拶し、参加者から拍手がおこりました。次回は、12月21日午後2時です。弁護団は、全ての傍聴希望者が入れよう、大法廷での審理を求めましたが、「迅速な審理」を理由に、次回も809号法廷となりました。

今号の特集では、塩田裁判支援集會（9月23日）での東俊裕弁護士の講演要旨と、本人冒頭陳述（3ページ）を掲載します。（文責・編集部）

「障がいを理由にした差別」か？

障がい者権利条約の基本は、「障がいを理由にした差別を禁止する」ことにあります。第2条では、「障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限」を差別の重要なポイントにあげています。また、「**「一般的な義務」**（第4条）として、条約を批准した政府に対し、障がい者差別となるような法律、規則、慣習・慣行を修正・廃止することを求めています。つまり、差別的な法律であれば、法律自体を変えなさいと言っているのです。しかし、前から存在する差別的な法律の多くは

残ったままです。

この条約に批准した政府は、労働および雇用（第27条）については、募集、採用、雇用条件、雇用の継続や昇進など、雇用に関わる全ての事項について、「障がいを理由にした差別」を禁止したうえで、「合理的配慮が提供される」ことを確保するための全ての適当な措置をとらなければならない（第5条）とも述べています。



東俊裕弁護士

こうした障がい者権利条約

からみて、塩田さんのように被保佐人になったことを理由にして、公務員を雇い止めにしたことは、「障がいを理由にした差別」になるのか？を考えてみます。地方公務員法では、成年被後見人または被保佐人となっている人は、就職のための試験を

受けることもできません（第16条）。また、公務員であった人が成年被後見人や被保佐人になった場合には、「職を失う」こととなります（第28条）。塩田さんは、この地方公務員法にしたがって雇い止めになったので、この法律自体が、「障がいに基づく差別」といえるのか？が、裁判で争われます。

その際、地方公務員法の欠格条項は、文字の上では直接に障がいを理由にしているとは読めないのですが、間接差別もしくは関連差別になるのか？が、問題となります。しかし、そもそも「成年後見制度」は、判断能力の低下という心身の機能障がいや能力障がいを理由にして適用される制度なので、やはり機能障がい・能力障がいという

「障がいを理由にした差別」だと考えることができます。ただし、権利条約は「障がいを理由にした差別」であっても許されるという例外を認めています。たとえば「合理的配慮」について「均衡を失った又は過度の負担」がある場合は、提供しなくても差別にはあたらないとしています。ところが、直接的な差別に例外規定があるかと言えば定義上では「ない」のですが、「正当な理由」があれば、直接的差別であっても許されると解釈されています。つまり塩田さんの裁判でも、欠格条項を当てはめることが、「障がいを理由にした差別」であるとしても、「正当な理由」があるのか？ないのか？が、争われることになると思います。

「財産管理能力」と「働く能力」は別の能力

そこで私は、裁判所に対してどういう点を指摘するべきか？を考えてみました。まず、成年後見制度で問題とされているのは、「財産管理能力」です。塩田さんの「働く能力」とは全く別の能力なのに、同じように「不十分だ」見ることが間違っていると主張できます。たとえば、電話交換手の仕事に、全く聴こえない人が応募しても、「電話をとって話すことができないから駄目です」と断ることが許されました。求められる労働の本質的な部分について、遂行能力がないと考えられたか

塩田さんの場合、財産管理能力の程度と働く能力の程度は、同じではないのです。実際に塩田さんは、被保佐人となる前までしっかり働いていて、被保佐人になったから労働能力が落ちたとは言えないわけですから、塩田さんが成年後見制度を利用した理由は、周囲の支援者

わたし すいたし もど 私は、吹田市に戻りたいです

しおた かずひと
塩田和人

しおた ほんにんじんじゆつ けいさい あずまなおべんごし ぼうとうちんじゆつ
塩田さんの本人陳述を掲載します。東奈央弁護士は、冒頭陳述で、
こうむいん けつかくじょうこうじたいしやうがいしやきべつ いけん あらそ
「公務員の欠格条項自体が障害者差別であり、違憲であることを争うこ
さいばん せけん ちゆうもく ひじょう たか の へんしゆぶ
の裁判は、世間の注目も非常に高い」ことなどを述べました。(編集部)

わたし ぶつきやうだいがくそつぎやう かいしやいん
私は、佛教大学を卒業して会社員とし

て勤めておりました。会社でパソコンの

技術を身につけました。私は、公務員に

あこがれていました。市役所の職員は、かつ

こよくて優しいと思っていましたからです。

コンピューターとかできるから、雇うということになりました。働

るとき、うれしいなと思いました。職員厚生会で働くことになりました。

吹田市が提案してくれました。

仕事は、めちゃくちゃ難しいことはありませんでした。少し難しいと

きもありました。職場の人に聞いて、解決しました。楽しかったです。

達成感もありました。

これからもこうやってずっと働けるのかな、と思っていました。

吹田市の人事のMさんから、もう働けないと言われました。突然のこと

でした。欠格条項が付いていたから。悲しかったし、悔しかったです。

知っていたら、家庭裁判所へは行きませんでした。

待っていたら戻るよ、と教えてもらいました。頑張って、補助人に

変えたら、戻ることができました。半年だけし

た。納得しておりませんでした。まだ続けられる

と思っていました。諦めきれませんでした。今も

市役所に寄ってかえっております。

裁判で、みんなが集まってきて、嬉し

かったです。みんなで一緒に頑張りたいです。私は、

吹田市に戻りたいです。職員厚生会でもう一度働きたいです。



状況の変化(父親の死亡)で
あり、本人の労働能力に変化は
ありません。
吹田市は、被保佐人になっ
た後の塩田さんの「働く能力」
について具体的に検討するこ
ともせず、形式的に被保佐人
の審判を受けたことを理由
に、問答無用でクビを切りま
した。これは、公務を担う
地方公務員労働者の「一定の
資質の確保」という目的から見
ても不適切です。塩田さん
は、何年間も働いてきた実績が
あり、被後見人の審判を受け
た後も求められる労働を遂行

する能力に変わりはないので、
辞めさせる必要はないのです。
しかも、成年後見制度は本人
の「権利利益を保護」するため
の制度です。成年後見制度を、
本人の「不利益」になる手段と
して利用するのは、成年後見
制度の趣旨にも反しています。
次に雇用促進法の観点から見
てみます。障がい者雇用促進
法は、もともと身体障がい者だ
けを対象としていました。その
後、知的障がい者も対象となり、
全ての障がい者の雇用を促進す
るよう求めていきます。しかも
公的機関には、民間企業以上に

強く障がい者を雇用することを
求めています。ですので、こう
した雇用促進法の趣旨からして
も、塩田さんに対する雇止め
に合理性はないのです。
さらに、後見人制度自体
について考えてみましょう。
権利条約は、成年後見制度につ
いて、基本的に①法的能力の
制限を撤廃し(第12条2項)、
さらに②法的能力を行使する上
で必要な支援(意思決定支援な
ど)を提供する(第12条3項)
方向で制度を改革するよう求め
ています。この趣旨からしても
「成年後見制度の利用」による

行為能力の制限を受けるような
本人の地位を不利益になるよう
な手段として利用することは、
間違っているといます。
また、権利条約第27条(労働
および雇用)では、障がい者が
他の者と平等に働く権利があ
ると認めています。それは働く
能力が高い障がい者だけを対
象にしているのではなく、重
度障がい者も含めて、自分で働
いて生計を立てる権利があるの
と謳っています。そして、この
目的を達成するため、障がい者
が職業を求め、就職し、継続し、
復帰するための支援を求めています。

るのです。ところが吹田市は、
復帰のための支援や努力を行っ
た形跡はありません。
権利条約は国と国の約束で
すから、障がい者雇用につ
いても政府や公的機関に対して
は「義務」を課しますが、民間
に対しては「雇用の促進」を
求めているだけです。つまり
地方自治体は、民間よりも強く
雇用を義務づけられているので
す。こうした意味でも吹田市
の行為は、権利条約に反して
いると思います。民間企業
に「欠格条項」などありませ
ん。障がい者雇用を義務づけ
られている国や地方自治体
が「欠格条項」を設けて雇用の場
から障がい者を排除して良いの
でしょうか?

時代を切り開いた めの産みの苦しき

これまで述べてきたように、
権利条約は障がい者にも労働
の権利があることを確認して
います。このことは、障がい
者の働く権利を積極的に否定
するような法制度を禁止して
いると考えるべきです。つま
り、地方公務員法に障がい

づく「欠格条項」を設けること
を権利条約は禁止しているの
です。権利条約は、障がい者の
就職、就労継続、職場復帰の
支援を求めているのであって、
雇い止めの理由にすることを
容認してはいけません。このよ
うに、欠格条項を設けた一定の障
がい者を公的機関の雇用機会か
ら排除することは、条約に違反
すると言わざるを得ません。
以上、こうした様々な点から
しても塩田さんの雇い止めは、
障がい者理由にした直接差別で
あり、それには正当な理由がな
いといえます。裁判では、そも
そも、地方公務員法と雇用促進
法が矛盾していること、その最
もポイントとなるのが、この
「欠格条項」であることを明ら
かにしなければなりません。こ
うした点を争う裁判は、全国初
で、先駆的な裁判となります。
判例もなく、関連論文も極めて
少ない状態ですから、厳しい
裁判になることも覚悟していま
す。でもそれは、時代を切り開
くための産みの苦しきともい
べきものです。弁護団にとつて
もやりのある裁判です。暗
中模索しながら頑張ります。
支援をよろしく願います。